

農地中間管理機構関連農地整備事業の実施に関する説明について

この度、農用地等(農地、採草放牧地、農業用施設用地等)を、しまね農業振興公社(農地中間管理機構)(以下、「県公社」という。)が借り入れするにあたって、将来当該農用地等を対象に所有者や県公社からの貸付者(以下、「貸付相手方」という。)の申請によらず、島根県が農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備を行う事業(以下、「機構関連事業」という。)が行われることがあります。

その具体的な内容については下記のとおりですので、農地中間管理事業の推進に関する法律第8条第3項第4号のハの規定に基づき説明します。

記

○機構関連事業の内容について

- ・ 機構関連事業は、島根県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担や同意を求めずに農地区画整備とこれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う基盤整備事業です。
- ・ 事業対象となる農用地等は、県公社の借受期間が機構関連事業の計画の決定時から15年以上あるものです。
- ・ 事業実施地域については、都道府県が各市町村・地域の農地や担い手の実態、営農状況等を考慮した上で決定されます。
- ・ 実際に機構関連事業を行う場合には、島根県が当該事業実施地区内の農用地等の所有者や貸付相手方、市町村等の関係機関に対し、事業区域(事業対象農用地等)や整備内容、工事期間、国及び島根県の費用負担等について、事前に地元説明会の開催がなされます。

○留意事項について

- ・ 機構関連事業対象農用地等に係る農用地区域からの除外(農地転用)については、県公社の借受期間が満了した場合に限り可能です。
言い換えれば、県公社の借受期間内は、農地転用ができません。
- ・ 機構関連事業が行われた農用地等の所有者が県公社への貸付けを、所有者の都合で一方的に解除した場合は、特別徴収金が徴収されます。

本説明は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、機構関連事業の実施の有無にかかわらず、県公社が農用地等を借り受けるに当たって、当該農用地等の所有者及び貸付けの相手方に対して必ず行わなければならないこと（法律に基づく義務）とされています。

また、本説明をもって、機構関連事業の実施についての同意を求めるものではありませんので、ご了解願います。

年 月 日

説明者

公益財団法人しまね農業振興公社

理事長 島 田 一 嗣